

公益社団法人日本眼科医会における競争的資金等に係る間接経費の使用に関する方針

(目的)

第1条 この方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ、平成26年5月29日改正)(以下、「共通指針」という。)に基づき、公益社団法人日本眼科医会(以下、「本会」という。)における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(間接経費の執行及び管理)

第2条 間接経費については、計画的かつ適正に執行するとともに、その用途の透明性を確保しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、間接経費が措置されない競争的資金等については、その限りではない。

(間接経費の用途)

第3条 間接経費の執行については、研究開発環境の改善や機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費として、共通指針の6に定める具体的な項目に充当するものとする。

(報告)

第4条 間接経費を使用した場合、本会会長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、共通指針の別紙様式により配分機関に報告するものとする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この方針は、平成30年2月3日から施行する。